

## 掛川市ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、掛川市ウェブサイト（以下「市サイト」という。）への民間事業者等の広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 ホームページバナー広告事業は、市サイトへの民間企業等の広告の掲載を通じ、市内の企業や商店の振興、市サイトの閲覧者に対する情報提供及び新たな財源の確保に資することを目的とする。

(広告主の資格)

第3条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又はそれらの連合体
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(広告掲載の基本方針)

第4条 市サイトに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗の保持に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性があるもの
- (5) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (6) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) その他広告を掲載することが適当でないと認められるもの

3 前2項に規定するもののほか、掲載する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、別に定める。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、トップページで市長が指定した位置とし、その枠数は、12枠とする。

(広告の規格等)

第6条 掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦44ピクセル、横186ピクセル
- (2) ファイルサイズ 4,096バイト以内
- (3) 画像形式 PNG、JPEG、GIF

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、月額10,000円とする。

(掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月単位とし、連続する掲載期間は、1年度につき最長12月とする。

- 2 広告掲載の期間は、市長が別に定める。
- 3 掲載の始期は月の初日の午前8時30分とし、終期は月の末日の午後5時とする。

(掲載の募集)

第9条 広告の掲載希望者の募集は、市サイト及び市広報紙に掲載して公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告の掲載を希望する者は、掛川市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、掛川市ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、市長が指定する方法により掲載する広告の原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 広告主は、前項の規定による提出に際し、広告のデザイン、内容等について、事前に協議しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに市長が指定する納付書により一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付等)

第14条 納入された広告掲載料は、返還しない。

2 広告の掲載期間内において、市の都合により市サイトの公開を停止した場合は、その停止日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、停止日数が1日未満の場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知を要することなく、広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時停止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (3) 広告の内容、デザイン及びリンク先のサイトの内容等が、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 第8条に規定する掲載期間内に広告主が行政処分を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市サイトへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時停止をした場合においては、市は、広告主に対して、その賠償の責めを負わない。

(広告事業審査会)

第16条 市サイトへの広告の掲載に関し市長からの諮問に応じて審査するため、広告事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の掛川市ホームページ広告掲載要綱の規定は、施行日以後にされた申込みについて適用

し、同日前にされた申込みについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和元年11月7日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市ホームページ広告掲載要綱の規定は、施行日以後にされた申込みについて適用し、同日前にされた申込みについては、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和2年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

掛川市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所（所在地）  
法人名（名称）  
代表者職氏名  
申込者 連絡先（電話番号）  
（FAX番号）  
（E-mail）  
担当者職氏名

掛川市ホームページ広告掲載要綱第10条の規定に基づき、次のとおり市サイトへの広告掲載を申し込みます。

なお、広告掲載の基準に適合することを確認するため、市に納付すべき税、料金等について市長が照会することに同意します。

法人等団体の概要	
広告の内容	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載するURL	http://

（注）広告掲載画面を添付すること。

掛川市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

市サイトへの広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載
不掲載の理由	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料	円（10,000円× 月）

（注）

- 1 指定する期限までにバナー広告の画像を作成し、提出してください。
- 2 広告掲載料を所定の納付書により納付してください。